

学部早期卒業者を対象とした大学院博士課程前期課程 早期修了制度実施要領

システム理工学専攻 機械工学分野

1 制度の趣旨

優秀な学生に対し、学部から大学院博士課程前期課程までの連携した一貫教育を行い、社会の要請に応えるきわめて質の高い人材（高度専門技術者）を輩出するため、学部を3.5年で早期卒業し、大学院博士課程前期課程に入学した学生のうち、大学院において特に優秀な成績を修めた者について、博士課程前期課程を3学期(1.5年)で修了できる早期修了制度を導入する（大学院学則第24条）。

機械工学分野においては、博士課程前期課程を修了後に、同後期課程への進学を強く薦める。

本制度は、①学部第7学期（セメスター）における大学院科目の先取履修、②大学院博士課程前期課程への9月（秋学期）入学を前提とし、入学後、③第1学期（セメスター）で実施する中間審査、④第2学期（セメスター）での成績判定、⑤第3学期（セメスター）での修士論文の審査および試験、の各学期（セメスター）における達成度評価を骨子とする。

2 早期修了制度について

対象者：関西大学システム理工学部機械工学科を早期卒業し、関西大学大学院理工学研究科システム理工学専攻機械工学分野に在学中で、早期修了を希望する者

募集時期：第2学期（セメスター）の所定の時期

(1) 早期修了制度の適用については、以下の条件をすべて満たしていること

- ① システム理工学専攻機械工学分野に入学後、学籍異動を行わず、1学期（セメスター）在学している者
- ② 第1学期（セメスター）に行う中間審査において、早期修了が可能であると判断された者（注1）
- ③ 第1学期（セメスター）末時点において、成績が優秀（注2）であり、修了所要単位のうち、20単位（ゼミナールを含む）以上を修得している者（注3）

(2) 早期修了が認められる者は、以下の条件をすべて満たしていること

- ① 第2学期（セメスター）末時点において、修了所要単位に含まれる科目の成績が優秀な者（注2）
- ② 第3学期（セメスター）末時点において、連続して3学期（セメスター）在学し、修了所要単位を全て修得した者
- ③ 修士論文の審査及び試験に合格した者

(3) 履修上の措置およびその他の事項

- ① 早期修了制度の適用を認められた者には、第3学期（セメスター）にゼミナールⅢ、Ⅳの並行履修を認める。
- ② 早期修了制度の適用を認められた者に、学籍異動があった場合は、早期修了制度適用の許可を取り消し、通算4学期（セメスター）以上在学し、修士論文の審査及び試験に合格しなければ修了を認めない。
- ③ 早期修了制度の適用を認められた者から、指導教員を通じて、理工学研究科長に第2学期（セメスター）末までに早期修了制度適用辞退の申し出（注4）があった場合は、早期修了制度適用許可を取り消し、第3学期（セメスター）におけるゼミナールⅢ、Ⅳの並行履修と第3学期（セメスター）の修士論文の提出を認めない。
また、第3学期（セメスター）末までに早期修了制度適用辞退の申し出があった場合は、早期修了制度適用許可を取り消し、第3学期（セメスター）の修士論文の提出を認めない。

- ・注1：中間審査については、別に実施要領を定める。
- ・注2：成績判定基準については、別に定める。
- ・注3：第1学期（セメスター）の履修制限単位は14単位であるため、4年次春学期に10単位履修した大学院理工学研究科授業科目のうち、少なくとも6単位を修得しておかなければ、早期修了適用対象者となる条件を満たすことができない。
- ・注4：早期修了辞退申請の詳細については、別に定める。

以上